

**福生市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年4月
福生市教育委員会**

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	本市の現状及び目標	2
	(1) 本市の現状	
	(2) 目標	
3	計画の期間	4
4	業務量管理及び健康確保措置	5
	(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	

1 計画策定の趣旨

福生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法という。）第8条に基づき、福生市教育委員会が目指すべき教育の実現に向けて、教員の働く環境の整備、教育の質を向上させることを目的に策定するものである。

現在、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育職員（以下、教員という。）が取り組まなければならない課題が多様化・複雑化する中で、その勤務実態が社会問題化している。そのため国や都、市教育委員会、学校がそれぞれの立場から、学校における働き方改革に関する様々な取組を行ってきた。

そのような中で市教育委員会は、「子どもたちに生きる力をはぐくみ、人間性豊かに成長すること」を教育目標に掲げ、令和7年3月に「福生市教育ビジョン 2025-2029」を策定し、学校における働き方改革や質の高い教育を支える環境の整備等、様々な施策に取り組んでいる。

本計画では、教員の業務量の適切な管理や健康に関する状況把握のために、具体的な数値目標を定めるとともに、その課題に対する取組を示している。これらを参考として、各学校は、学校経営方針に働き方改革の方針を位置付け、その具現化を目指していただきたい。

なお本計画は、令和6年3月に東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に準拠し策定するものであり、当該プログラム及び関係する計画等の変更に伴い、本計画も追加・修正を行っていく。

2 本市の現状及び目標

(1) 本市の現状

本市では、平成 31 年 2 月に、「福生市立学校における働き方改革推進計画」を策定し、「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」という目標を掲げ、教員の在校時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員数」及び「教員の時間外在校等時間」の状況について、令和 6 年度は次のとおりであった。

【週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員数】（令和 6 年 6 月）

	対象者数	週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員数
校長	10 人	1 人
副校長	10 人	4 人
教諭（養護教諭、栄養教諭含む）	202 人	25 人

※正規の勤務時間：38 時間 45 分

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 54 時間	39.1%	8.8%
中学校	月 34 時間	26.9%	3.4%

時間外在校等時間は、教員の約 3 人に 1 人が 45 時間を超える割合となっている。これは、保護者対応や、調査・統計等への回答、授業準備、部活動指導に加え、教育DXやグローバル化といった新たな教育課題への対応や、いじめ・不登校、その他の様々な困難を抱える児童・生徒への対応による負担が大きくなっていることが要因であると考えられる。

このような現状を踏まえ、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを行い、教員の負担軽減や、働く環境を改善するための取組みを推進していくことが必要である。

(2) 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりである。

ア 時間外在校等時間に関する目標

(ア) 全ての教員の「月当たりの時間外在校等時間」を 45 時間以内とする。

	実績値	目標値			
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内の教員の割合	60.9%	70%	80%	90%	100%

(イ) 1 年間における時間外在校等時間の平均を 360 時間以内とする。

	実績値	目標値			
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 年間における時間外在校等時間の平均	544 時間	460 時間	420 時間	390 時間	360 時間以内

イ ライフ・ワーク・バランスや働きやすさ等に関する目標

(ア) 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 20 日にする。

	実績値	目標値			
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
年次有給休暇の平均取得日数	15.4 日	16 日	18 日	20 日	20 日

(イ) ストレスチェックにおける健康リスクの値を 100 以下にする。

	実績値	目標値			
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ストレスチェックにおける健康リスク	102	101	100 以下	100 以下	100 以下

※「仕事の量的負担－仕事の裁量度」が全国平均（100）を超えると高ストレスと判定

(ウ) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下にする。

	実績値	目標値			
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	14.2%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%以下

※ストレスチェック実施時期

前期：令和 6 年 7 月 15 日から令和 6 年 7 月 28 日まで

後期：令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 15 日まで

※個人が特定できないよう配慮して実施

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

4 業務量管理及び健康確保措置

本計画期間中の重点事項として、次の（１）～（３）の内容に取り組む。

（１）「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

学校と教師の業務の３分類		
ア 学校以外が担うべき業務	イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	ウ 教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務
（ア）登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 （イ）放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応 （ウ）学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） （エ）地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 （オ）保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	（カ）調査・統計等への回答 （キ）学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 （ク）ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 （ケ）学校プールや体育館等の施設・設備の管理 （コ）校舎の開錠・施錠 （サ）児童・生徒の休み時間における安全への配慮 （シ）校内清掃 （ス）部活動	（セ）給食の時間における対応 （ソ）授業準備 （タ）学習評価や成績処理 （チ）学校行事の準備・運営 （ツ）進路指導の準備 （テ）支援が必要な児童・生徒及び家庭への対応

●：実施中 ○：未実施（検討中含む）

ア 学校以外が担うべき業務

（ア）登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- シルバー人材センターへの委託による通学路見守り員の配置や防犯カメラを活用した見守り活動を継続して実施する。
- 通学路見守りボランティアによる見守りの充実を図る。

（イ）放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、警察や青少年育成地区委員長会をはじめとした地域団体等が行っている見回りに委ね、教員等による自主的な見回りは原則行わない。
- 補導された児童・生徒への対応については、緊急の措置が必要な特別な場合を除き、原則保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- 給食費の公会計化（令和2年度から）及び学校給食費全額の公費負担（令和6年度から）を継続して実施する。
- 業務の効率化に向けた学校徴収金システムの導入や外部委託等による運用を検討する。
- 公会計化に向けた教材費等購入に係る上限額の設定や、上限額を設けずとも公費として予算に組み入れ、各学校が計画予算内で柔軟に必要な教材を選定することができる運用について検討する。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- コミュニティ・スクール委員会及び学校支援地域組織を通じて、保護者や地域住民の理解や啓発を推進し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりなど、地域との連携強化を図る。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 保護者等に対して教育委員会や相談窓口（教育相談室）の周知徹底を図るとともに、学校が苦情や不当要求に対応できる体制の構築を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(カ) 調査・統計等への回答

- 校務支援システム（C4th）の活用や、教員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員等が中心となって回答するなど事務負担の軽減を図る。

(キ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- 学校において行う業務は、事務職員等が積極的に参画し、必要に応じて学校 ICT 支援員を活用する。

(ク) ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- 教育委員会と連携し、学校 ICT 支援員が中心となって行う。

(ケ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- 教員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、学校体育施設の開放については、シルバー人材センターへの管理業務委託を継続して実施する。
- 令和8年度に小中学校10校の水泳指導外部委託の完全実施を目指す。

(コ) 校舎の開錠・施錠

- 教員間の役割分担の見直すとともに、管理業務の委託等により、特定の教員へ責任や負担が集中することを防止するための環境を整備する。

(サ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 学校遊具等の安全点検を実施した上で、学級担任等特定の教員のみが対応するのではなく、学校職員等の輪番により負担軽減を図る。

(シ) 校内清掃

- 便所清掃については、民間事業者等への委託を継続して実施する。
- 学級担任等の教員は児童・生徒に対する指導を中心に行い、校内清掃対応については、学校職員等の輪番により負担軽減を図る。

(ス) 部活動

- 「福生市立中学校の部活動地域展開チャレンジプラン」により部活動の地域展開等の推進を図る。
- 週当たり2日以上部活動休業日を設けることにより、教員の負担を軽減する。
- 令和11年度までに「休日における部活動を地域クラブへ移行」することを目指す。

ウ 教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(セ) 給食の時間における対応

- 給食時における児童・生徒の対応については、緊急時に備えた体制を構築した上で、学校職員等の輪番により負担軽減を図る。

(ソ) 授業準備

- 教材の印刷など補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」等の配置により、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に注力できる環境を整備する。

(タ) 学習評価や成績処理

- 学校 ICT 支援員と連携し、成績処理システムや自動採点等を積極的に活用するなど業務改善を推進する。
- 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフ等の支援員が中心となって行う。

(チ) 学校行事の準備・運営

- 修学旅行やその他学校行事に係る関係機関との準備等業務について、事務職員やスクール・サポート・スタッフ等の支援員との協働を促進する。

(ツ) 進路指導の準備

- 進学を視野に入れた放課後等における学習支援「スタディ・アシスト事業」を民間教育事業者へ委託のもと、継続して実施する。
- コミュニティ・スクール委員会等による、面接練習などの進路学習を実施する。

(テ) 支援が必要な児童・生徒及び家庭への対応

- 教育相談室に臨床心理士である心理相談員を配置し、児童・生徒及び保護者の相談活動を実施する。
- 不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーの配置を継続して実施する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 特別活動、学級活動、学校行事、対外的な取組等について、前年踏襲にとらわれることなく見直し、精選を図る。
- ウ 臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修等、教員が参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行う。
- エ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア タイムレコーダーによる出退勤管理を行い、教員の在校時間を適切に把握する。
- イ タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスを常に意識して、効率的に業務を遂行していくための研修等を通じ、教員の意識改革やタイムマネジメント能力の向上を推進する。
- ウ 夏季休業日に連続した5日間の休暇取得を促進するとともに、一定期間の学校閉庁日を設定することにより休暇の取得を促進する。
- エ 放課後等に保護者からの電話による問合せに対応する負担軽減のため、留守番電話の活用やメールによる連絡体制を継続する。

福生市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

福生市教育委員会教育部教育指導課
福生市本町5番地
042-551-1944